

令和2年
1月号

濱田会計事務所通信

令和2年1月5日発行 Vol.29

新年明けましておめでとうございます

旧年中は一方ならぬお引立てを賜り、心から御礼申し上げます。皆様のお力添えを頂きまして開業から無事4年目を迎える事が出来ました。皆様のお役に立てますよう初心を忘れず、一層努力をして参る所存です。今後とも末永いお付き合いを何卒宜しくお願い申し上げます。



<税務/会計トピックス>

間違いやすい医療費控除

【歯列を矯正するための費用】

発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になります。しかし、同じ歯列矯正でも、容貌を美化するための費用は、医療費控除の対象になりません。

【差額ベッド代】

本人や家族の都合だけで個室に入院したときなどの差額ベッドの料金は、医療費控除の対象になりません。

【人間ドック・健康診断等の費用】

健康診断等の費用は疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象になりません。

しかし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その健康診断等のための費用も医療費控除の対象になります。

【予防接種費用】

医療費控除の対象となる医療費とは「治療」のための費用であるため、「予防」のための費用は医療費控除の対象になりません。

【病院へ通う為のガソリン代、病院の駐車場利用料】

病院へ通う為の電車代やバス代などは医療費控除の対象となりますが、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象になりません。

【診断書など文書作成料】

文書作成料は医療費ではないので、医療費控除の対象になりません。



<相続・贈与のお話>

配偶者居住権の創設

相続に関する民法が改正され、令和2年4月より配偶者居住権が施行されます。

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利をいいます。

事例

相続人 配偶者、前妻の子供一人

財産 自宅 3000万円 預金 3000万円 合計 6000万円

事例のケースだとそれぞれの相続分は2分の1です。配偶者が自宅に住み続けるために自宅を相続するとそれだけで相続分を相続した事になります。

他の相続人が相続分を主張し預金の3000万円を相続すると、残された配偶者には生活のための資金が不足する可能性があります。

配偶者居住権を設定

配偶者が相続する財産 自宅（居住権） 1500万円 預金 1500万円

前妻の子供が相続する財産 自宅（所有権） 1500万円 預金 1500万円



このように相続すれば配偶者は元の自宅に住み続け、かつ、生活の資金を取得することが出来ます。

配偶者居住権は相続した配偶者が死亡した場合はその時点で消滅します。

相続が起きた際、配偶者居住権の設定は相続税額にも影響があります。気になる方はご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車で越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

